

陳情第31-4号

平成31年02月06日

葉山町議会 伊東圭介議長 殿

葉山町一色1854-208 黒下 行^屋

電話:046-875-1208

陳情 葉山町議会基本条例等の一部改正条例改正案見直し

陳情趣旨

上位法違反と法令順守の矛盾が同居しないよう下記条例改正見直しを要望します。

記

- 1)「葉山町議会議員政治倫理条例」改正の「宣誓書」を取り止める。
- 2)又は、「葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」改正を報酬不支給から報酬減額に置き換える。

陳情理由

議会で最終的にまとめた今回の葉山町議会基本条例等の一部改正条例改正案の内容には、上位法である地方自治法第203条に違反(*1)する改正条項(議員報酬の不支給)が「葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」改正にあり、片や「葉山町議会議員政治倫理条例」改正には、“法令および倫理条例順守”的「宣誓書」義務付け条項があり相反するものとなっております。

現職議員は、法令違反条例改正をしておいて、4月の町議選再当選後に法令順守「宣誓書」に署名すると言う有権者をあざむく詐欺的行為をすることになります。

付言

1月18日の葉山町民オンブズマン提出の同趣旨意見書が議会で審議されるのであれば本陳情は取り下げます。陳情者名公開は可。

(*1) 地方自治法第203条

普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

○2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

○3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

○4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

逐条地方自治法第8次改訂版(学陽書房)

第8章 給与その他の給付(第203条)

解釈

六 議員報酬及び費用弁償は、普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであって、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもってこれを支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない。

